NAKATSU なかつ
会議所ニュース

中津商工会議所
〒871-8510
大分県中津市殿町1383-1
☎0979-22-2250 FAX0979-22-1750
発行所　中津商工会議所
http://www.nakatsu-ccl.org/

中津商工会議所が事業活動表彰

中津商工会議所は3月17日、帝国ホテル（東京都）で開催された第123回通常会員総会において日本商工会議所から事業活動表彰を受けた。

これは、全国商工会議所初の地域団体商標を取得し、地域経済の活性化に貢献したことが評価されたもの。仲会頭は壇上で、日本商工会議所　三村会頭より表彰を受けた。

地域経済の活性化に貢献したことが評価され、仲会頭は壇上で日本商工会議所三村会頭より表彰を受けた

〈商工会議所初の地域団体商標取得による地域資源の磨き上げ〉

〈以下、表彰理由全文〉

中津地方に古くから伝わる製法により製造され、昭和40年代中頃より庶民に広く食されている「中津からあげ」は、国産鶏肉を使用し、ニンニクをベースに各店舗独自の調味液に漬けた後に揚げる。味付けから分けると、醤油ベースの基本の風味のものの他に、塩味、トウガラシのピリ辛味などを用意している店舗もある。店舗では商品のつくり置きはせず、注文を受けてから揚げるのが特徴。近年では、ご当地グルメ等で全国的なブームとなり、日本唐揚協会主催の「からあげグランプリ」では毎年、多くの中津の店舗が上位に名を連ねている。

「中津からあげ」の起源は終戦直後にさかのぼる。唐揚げは日本独特のもので、戦後の食料難に備え養鶏場の作り置きはせず、注文を受けてから揚げるのが特徴。近年では、ご当地グルメ等で全国的なブームとなり、日本唐揚協会主催の「からあげグランプリ」では毎年、多くの中津の店舗が上位に名を連ねている。

「中津からあげ」の起源は終戦直後にさかのぼる。唐揚げは日本独特のもので、戦後の食料難に備え養鶏場の作り置きはせず、注文を受けてから揚げるのが特徴。近年では、ご当地グルメ等で全国的なブームとなり、日本唐揚協会主催の「からあげグランプリ」では毎年、多くの中津の店舗が上位に名を連ねている。

中津地方に古くから伝わる製法により製造され、昭和40年代中頃より庶民に広く食されている「中津からあげ」は、国産鶏肉を使用し、ニンニクをベースに各店舗独自の調味液に漬けた後に揚げる。味付けから分けると、醤油ベースの基本の風味のものの他に、塩味、トウガラシのピリ辛味などを用意している店舗もある。店舗では商品のつくり置きはせず、注文を受けてから揚げるのが特徴。近年では、ご当地グルメ等で全国的なブームとなり、日本唐揚協会主催の「からあげグランプリ」では毎年、多くの中津の店舗が上位に名を連ねている。

「中津からあげ」の起源は終戦直後にさかのぼる。唐揚げは日本独特のもので、戦後の食料難に備え養鶏場の作り置きはせず、注文を受けてから揚げるのが特徴。近年では、ご当地グルメ等で全国的なブームとなり、日本唐揚協会主催の「からあげグランプリ」では毎年、多くの中津の店舗が上位に名を連ねている。

「中津からあげ」は、昭和40年代中頃より地域の消費者に広く食されるようになり、唐揚げを愛する文化が根付いた。

地域団体商標は、文してから揚げるのが特徴である。中津商工会議所をはじめ行政や業界団体等が地域活性化の一環として積極的にPRしてきたことで、近年、「中津からあげ」は全国的なブームとなっているが、それに伴い冷凍食品が出回ったり、「中津からあげ」の定義を無視した店舗にもかかわらず、看板で「中津からあげ」を表示したりする実在する屋号を無断で使用するなどの偽物も多く出現していた。こうした中、日本商工会議所の要望により平成26年5月に商標ステイストとした店舗独自の調味液（主に醤油味と塩味に分かれる）に浸漬した後、油で揚げたものであり、各店舗では商品信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に特許庁が登録する地域団体商標である。中津商工会議所は偽物によるイメージダウンを防ぎ、「中津からあげ」ブランドを保護するためにこれを活用しようと、平成26年8月末、地域団体商標の出願に向け検討を開始した。

行政や管内事業者と連携しながら、「中津からあげ」の世間での認知度やメディアでの露出状況等を調査し申請書を作成。平成27年2月に出願、検討開始から約1年4か月後の平成28年1月8日、商工会議所等による出願が可能となった。

地域団体商標とは、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、「信用（力）の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とするもの。当所は偽物によるイメージダウンを防ぎ、ブランド化を保護するために出願。今後、使用規則等を整える予定。

同制度は平成18年4月に導入され、これまでに580件以上が商標登録されている。

平成26年5月に、日本商工会議所からの要望により商標法が改正され、地域団体商標を登録できる主体の範囲が、商工会議所、NPOまで広がった。

商工会議所の出願では全国で初めて地域団体商標に登録された「中津からあげ」

「中津からあげ」が地域団体商標に登録

商工会議所の出願では全国初

中津商工会議所が「豊後生」などに続いて12件目。平成26年8月1日から、商工会議所や商工会、特定非営利活動法人（NPO）も地域団体商標を出願することが可能となって以降、商工会議所としては全国で初めての登録となった。

「中津からあげ」は国産鶏を使用し、ショウガ、ニンニクをベースに各店舗独自の調味液に漬けた後に揚げる。味付けから分けると、醤油ベースの基本の風味のものの他に、塩味、トウガラシのピリ辛味などを用意している店舗もある。店舗では商品のつくり置きはせず、注文を受けてから揚げるのが特徴。近年では、ご当地グルメ等で全国的なブームとなり、日本唐揚協会主催の「からあげグランプリ」では毎年、多くの中津の店舗が上位に名を連ねている。

「中津からあげ」の起源は終戦直後にさかのぼる。唐揚げは日本独特のもので、戦後の食料難に備え養鶏場の作り置きはせず、注文を受けてから揚げるのが特徴。近年では、ご当地グルメ等で全国的なブームとなり、日本唐揚協会主催の「からあげグランプリ」では毎年、多くの中津の店舗が上位に名を連ねている。

1月に開催された「いいんじゃら中津物産市&からあげサミットin FUKUOKA」の中津からあげブースでは常に買い求める客で行列ができていた

帝国ホテル（東京都）で開催された第123回日本商工会議所通常会員総会

地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を要望

奥塚中津市長、古江中津市議会議長、仲会頭等で構成される中津日田間地域高規格道路促進期成会が2月2日・3日、地域高規格道路中津日田道路について、石井啓一国土交通大臣、麻生太郎財務大臣、岩屋毅衆議院議員をはじめ、大分県選出国会議員及び関係各省幹部に対し早期整備と予算の確保を要望した。

中津日田道路は全延長約50kmだが、供用開始をしている区間はわずか15kmであり、大部分が未開通のまま。平成27年4月からは、「日田山国道路」が新規に事業着手されたが、「耶馬渓～山国間」などは未だ事業実施の時期が決まっていない。

石井啓一 国土交通大臣（写真中央）

今後、中津日田道路の整備がさらに進むことにより、重要港湾「中津港」を拠点とした物流の円滑化及び効率化が図られ、大分県全体の産業経済のさらなる発展、地域の連携や効率的な物流など一体性の高い経済圏域が構築され、防災面では、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震など大規模災害の際には、救援物資の搬送をはじめ、被災地の復旧復興を支援する柱としての役割が期待されている。

麻生太郎 財務大臣

東九州道 北九州ー宮崎間が4月に全線開通

中津市の産業経済発展に期待

西日本高速道路は、北九州と鹿児島をつなぐ東九州自動車道のうち、福岡県内の椎田南ー豊前（約7・2km）を4月24日に開通すると発表した。これにより、北九州市から大分を経て宮崎市まで約300キロが高速道路で結ばれる。沿線地域は観光客の増加や企業誘致の追い風になるなど期待しており、災害時の代替ルートの役割も果たす。

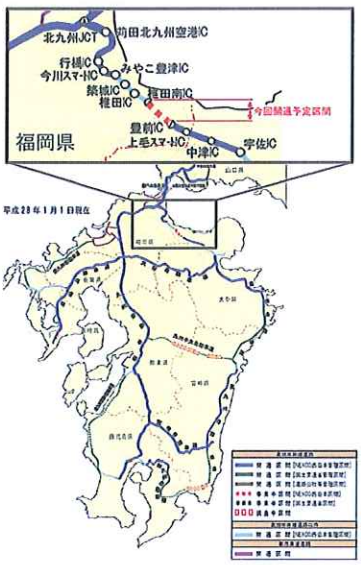

4月24日に開通する東九州自動車道 椎田南IC～豊前IC

東九州自動車道は総延長436km（九州自動車道、大分自動車道、高速道路会社による有料道路方式と、国と地元自治体が費用を負担し、通行無料の新直轄方式で建設されてきた。

ただ、北九州と宮崎の間のうち椎田南ー豊前間では、地権者の反対により建設が遅延。福岡県が昨年7月と9月の2回にわたり、行政代執行で土地を強制収用し、引き渡しを受け用地買収を進めてきた。

開通により、北九州ー大分は現在に比べ約10分短い約1時間45分でつながる。北九州ー宮崎は約4時間20分で結ばれる。

大分県内は昨年3月、宇佐ー豊前（21・1キロ）と新直轄区間の佐伯ー蒲江（20・4キロ）が開通して全線開通した。

これで九州内の他の高速道路と合わせ、循環型の高速交通体系が姿を現すことになる。

東九州自動車道、椎田南ー豊前間の開通日が決定したことにより、大分県内の行政・経済関係者は開通効果に期待を寄せており、仲会頭は「北九州ー中津を通り、大分ー宮崎まで、念願だった東九州自動車道が開通することを大変嬉しく思う。これを機に、中津市の産業経済の発展に寄与することを期待しており、我々自身も連携を密にしながら、農業や漁業を含め、全ての産業が浮揚するよう取り組んでいきたい。」とコメントした。

豊前IC付近

青年部

日本商工会議所青年部第35回全国大会「吉備の国おかやま大会」

2月19日(金)・20日(土)に、岡山県岡山市で日本商工会議所青年部第35回全国大会「吉備の国おかやま大会」が開催されました。中津商工会議所青年部からは、大下会長ら14名が参加しました。今回の全国大会には各地のYEGメンバー約6000人が岡山の地に結集、多くの同志と交流を交わしました。

日本YEGの総会からはじまり、大懇親会では、はるな愛さんのコンサート、千鳥によるコントLIVEなど、様々なイベントが行われ大いに盛り上がりました。

翌日は元ライブドア社長の堀江貴文氏を講師としてお迎えし、記念講演が開催されました。演題は「失敗から学ぶ～ホリエモン流経営学～マイナスからイチへと始まるチャレンジ精神～」。

大下会長(前列左から4番目)ら14名が参加しました

堀江氏の独特の語り口で「成功の条件は一歩踏み出すこと。危険を冒して挑戦するものがいないと世の中は変わっていかない！」と話し、参加者全員が感銘を受けている様子でした。

本大会に参加したことで、多くの人から刺激を受け、青年経済人として置かれている立場を再確認することができました。社会にとって、地域にとって必要な企業であるためには何が必要かをもう一度自分に問いただし、自社の成長、そして青年部を通じて地域社会の発展に繋げていきます。

副会長　中村康乾

女性会

平成27年度中津商工会議所女性会・中津市しもげ商工会女性部合同研修会を開催

平成27年度中津商工会議所女性会・中津市しもげ商工会女性部合同研修会が1月19日、レストハウス洞門にて開催された。今年は中津市しもげ商工会女性部が主催。当所女性会より20名、主催者側より40名、計60名の参加となった。

研修会の講師として中津市長、奥塚正典氏を迎え、「市政4つの柱」について分かりやすく説明をした。

奥塚中津市長の講話を聞き、国内で急速に活題となっている観光行政の推進は、海外から押し寄せる観光客を誘致するべく、中津日間地域高格道路の早期開通を実現することが必要であり、さらに中津港を利用した瀬戸内海クルーズを取り入れる事も考えられるのではないかと思った。

続いて開催された交流会では、高橋松子氏による祝儀舞を頂き、瀬山女性会会長があいさつ、乾杯と続いた。

奥塚中津市長を交え、参加者全員が活発な意見を交わし交流を深めた。当日はあいにくの天候となり、早めの閉会となったが、中津市しもげ商工会女性部の芸達者なアトラクションなど大いに盛り上がった交流会となった。

植山道子

奥塚中津市長を交え、参加者全員が活発な意見を交わし交流を深めた

ものづくり経営力強化セミナー開催

中津商工会議所工業部会（瀧部会長）では、これまでにも多くの取り組みを行ってきました。昨年より開催している本セミナーは、ものづくり・ひとづくりに注力し、単なる研修会のみではなく、続く交流会で多くのビジネスチャンスの場とすることを目的としています。

株式会社船作 代表取締役 能作克治氏

2月3日に「素材とデザインで市場を拓く～現代感覚にマッチした経営とは～」と題して開催されたセミナーでは、富山県高岡市に400年伝わる鋳造技術を受け継ぎ、今等の創業100年を迎える株式会社能作代表取締役 能作克治氏（以下、能作氏）を講師に迎えて、「ものづくり経営のノウハウについて」ご講演を頂きました。

講演に先立ち、長野信一郎副会頭は「中津市はかつて商業都市として栄えており、ものづくり産業では昭和40年代に窯業、50年代に自動車関連、60年代内容で120名を超えるセミナー参加者全員が熱心に聞き入っていました。

120名を超えるセミナー参加者全員が熱心に聞き入った

お迎えし、「ものづくり」は自動車関連、50年代に窯業と立地するなどが次々と立地するなどは半導体関連の企業が進んでいます。特に、平成17年のダイハツ進出を契機に、関連する企業の進出も相まって、従業員や家族の増加、建築着工戸数の増加など、中津市は大きく発展しています。

この事業は、中津市の豊かな自然環境を守り将来に継承していくために、中津市が第3水曜日を環境美化の日と定めているため、毎月第3水曜日を「一斉清掃デー」として、当所議員事業所をはじめ会員事業所の皆様とともに自社周辺等の清掃活動に取り組んで頂いています。

TOTOサニテクノ㈱のみなさん

スホー電機㈱のみなさん

㈱渡辺製作所九州工場のみなさん

いずみの園 ワークセンターシャロームのみなさん

おもてなしの心あふれる中津のまちづくり
毎月第3水曜日は、事業所一斉清掃デー

当所では、中津市をゴミのないきれいなまちづくりを推進しようと事業所一斉清掃を平成23年度より実施しています。

この事業は、中津市の豊かな自然環境を守り将来に継承していくために、中津市が第3水曜日を環境美化の日と定めているため、毎月第3水曜日を「一斉清掃デー」として、当所議員事業所をはじめ会員事業所の皆様とともに自社周辺等の清掃活動に取り組んで頂いています。

市外から訪れる方々にも、きれいなまちづくりの観点からおもてなしの心で迎えようと徐々に活動の輪を拡げております。

（中津商工会議所一斉清掃活動実施報告書）を同封しておりますので、お手数をおかけしますが、ご記入の上、ファックスで送信をお願い致します。また、中津商工会議所のホームページの入力フォームから報告することも可能となっておりますので、よろしくお願い致します。

第8期福沢経営塾卒塾式

実践型人材育成セミナー「福沢経営塾」の第8期卒塾式が2月25日午後3時より、当所3階大ホールで開催されました。

「先生に教えて頂いたことを反芻し、実践で活かして頂き、次世代のリーダーとして育って欲しい。」と仲会頭

卒塾式に先立ち塾生達による卒塾プレゼンは行われた。プレゼンは「一年間学んだことを活かすべ「企業課題や地域振興など実効性がある提案」「各班でテーマを決める」「全員参加で発表する」をコンセプトとして作成。各班は「10年後の自社を見据え今自分が取り組むこと」「100年企業を目指すために」「本当に望まれる価値を売る」をテーマに当日参加した自社の社長役員を前に、自社の課題および解決方法について発表を行った。

続いての卒塾式で仲会頭より「卒塾生には塾を通じて知り合えた業種も年齢も違う仲間たちと共に、先生に教えて頂いたことを反芻し、実践で活かして頂き、次世代のリーダーとあいさつ。続いて卒塾生を代表して総班長の川口氏（㈱中津急行）より「高屋敷先生の講義は大変厳しいものでしたが、先生は塾生がどうすれば成長するのかという事を一番に考えて講義して頂きました。今後は塾生同士の連携を深め、福沢経営塾で学んだことを自社で実践し、中津の地域の発展に寄与してまいります。」と謝辞を述べた。

今回卒塾したのは22名。第7期を含めると高屋敷先生での卒塾生は45名となる。

昨年度に引き続き大変好評であるため、次年度第9期福沢経営塾の開催を予定。今期主幹講師であるTAKAビジネス・マネジメント研究所 高屋敷哲徒代表（中津市出身）を招聘する。

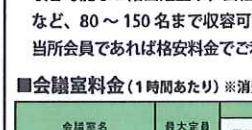

今回卒塾したのは22名。第7期を含めると高屋敷先生での卒塾生は45名となる

中津商工会議所 2階・3階会議室のご案内

中津商工会議所会員なら会員価格で利用可能！

採用面接やミーティングなど、20～25名まで収容可能な2階会議室や、会社説明会やセミナーなど、80～150名まで収容可能な3階会議室を当所会員であれば格安料金でご利用いただけます。

■会議室料金（1時間あたり）※消費税込

会議室名	最大定員	会員料金 平日8:00～17:00	会員料金 平日17:00～22:00（休日8：00～22:00）	一般料金 平日8:00～17:00	一般料金 平日17:00～22:00（休日8：00～22:00）
2階　研修室	～25名	1,500円	1,800円	1,800円	2,100円
3階　ホール	～150名	2,000円	2,400円	2,400円	2,800円

お問い合わせ　中津商工会議所　総務課　TEL 0979-22-2250　URL：http://nakatsu-cci.org/publics/index/10/

貴社をPRしませんか？
『ビジネスPR便』利用者募集中！

『ビジネスPR便』とは、貴社の商品や製品、サービスのPRチラシを中津商工会議所発行の会議所ニュースに折り込み、2,000件を超える会員事業所にお届けするサービスです。

会議所ニュース発行月（1月・3月・4月・6月・7月・9月・11月）で、折り込みを希望する月の前月末までにご連絡いただくか、申込書を窓口まで持参もしくは郵送、またはFAXにてお送りください。

詳しくは中津商工会議所（0979-22-2250）まで
担当：有吉

あなたの挑戦が、新たな可能性をもたらす―
平成28年度 日商検定試験施行日

	級	回	施行日	申込期間	試験会場
簿記	1級～4級	第143回	6月12日(日)	4月4日(月)～5月13日(金)	中津商工会場所

	級	回	施行日	申込期間	試験会場
販売士	3級	第78回	7月9日(土)	5月9日(月)～6月17日(金)	中津商工会議所
	2級	第45回			

各日商検定受験料（税込）

簿記	1級：7,710円	2級：4,630円
	3級：2,570円	4級：1,640円
販売士	2級：5,660円	3級：4,120円

e-tax 採点No.1事業所 トップグループを走る

成功する事業の理想像
創業　成長　安定　飛躍
経営者の為にあらゆる段階でお役にたちます

税理士
行政書士
社会保険労務士
上田賀身事務所

〒871-0022　中津市大字相原3386番地の3
TEL 23-0471　FAX 23-1889

ひとづくり&ものづくり委員会
なかつ未来人育成事業
建設業界の仕事を紹介するDVD教材を寄贈

中津商工会議所ひとづくり&ものづくり委員会（鴇野浩委員長）は2月8日、小学校での職業教育として作成した建設業界の仕事を紹介するDVDを、武本副会頭、鴇野委員長らが市役所を訪れ、広畑教育長に寄贈した。市内の小学校22校に配付する。

中津商工会議所ひとづくり&ものづくり委員会では、中津市の事業所における人材育成と、ものづくりに関係する調査・研究・研修会の実施を行っており、その中で市内の事業所における人材のミスマッチと、業界に関する理解不足から、技術者などが不足しているという実情が浮かび上がってきた。特に建設業界では新人の採用もままならないような状況が顕著になっている。

そこで「業界への理解が深まれば」と、市内の如水コミュニティーセンター建設工事の着工から完成までを一連のドキュメント形式で撮影し、建設の各工程、さまざまな職人の仕事ぶりを撮影し、小学生の興味を引くようなクイズを挿入するなど工夫を凝らしたDVD教材を作成した。

寄贈したDVDは、教育委員会を通じて市内全小学校に配付し、建設業への理解促進の一助となり、次代を担う子供たちの将来の職業に対する選択肢が拡がることを期待している。

改善を図るなら！ マル経融資のご案内

（小規模事業者経営改善資金）

小規模事業者のみなさまが少額な事業用資金の借入を検討されている場合、当所としても最もお勧めしたい融資制度は、「小企業等経営改善資金貸付（通称マル経融資）」です。

この制度は、全国各地の商工会議所が行う経営指導に基づき、事業用資金を必要とする商工会議所が推薦し、無担保・無保証人で日本政策金融公庫が融資するものです。

融資対象となる事業規模は従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方（小規模事業者）に拡大され、融資限度額も2000万円となっています。（平成26年1月7日から、サービス業のうち、宿泊業、娯楽業（映画館等）の従業員要件が緩和され、従業員20人までの事業者が義務づけられているため、審査会の開催日程と推薦依頼日の兼ね合いによっては、決定までに時間がかかることがあります。）

新たに融資対象になりました。

平成28年3月現在のマル経融資の金利は「1.15％（固定・利率は金融情勢によって変動します。）」に設定されています。

マル経融資をご利用になる際のアドバイス

〈マル経融資をはじめてご利用になる方〉

・先ず、自社が融資の対象となるかどうか確認してください。（別表参照）※商工会議所の商業・サービス業の場合は原則6ヶ月以上となっています。

・全ての要件を満たしている方は、資金を必要とする期日の少なくとも1ヶ月以上前に商工会議所に推薦依頼を行ってください。※推薦には、商工会議所内のマル経審査会で審査すること が義務づけられています。

〈現在マル経融資の返済を行っている方又は貸付完済後3年未満の方〉

・マル経融資の推薦にあたっては、当所の経営指導員がみなさまよりヒアリングを行って推薦書を作成しますので、貴社の担当となった経営指導員と一緒に書類を作成してください。また、経営改善計画の立案について、事前に当所の経営指導員に協力を要請し、計画策定段階から経営内容や改善策を相談することも有効な方法の一つです。どんんん経営指導員を活用することをお勧めします。

詳細な内容につきましては、中津商工会議所までお気軽にお問い合わせください。

こんな時にご活用ください	●運転資金として・・・仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに ●設備資金として・・・工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間（うち据置機間）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
利率（平成28年3月現在）	1.15％（固定）　※利率は、金融情勢によって変動します。	
担保など	無担保・無保証人	
ご利用いただける方	◆常時使用する従業員（役員・専従者・パートを除く）が、 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）・・・・・・・・・5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業・・・・・・・・・・・20人以下 製造業・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20人以下 ◆商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている ◆最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を営んでいる ◆納期の到来している税金をすべて完納している ◆日本政策金融公庫の融資対象業種である	

添付書類

●法人企業
①前期・前々期の決算書（決算後6ヶ月を経ているものは最近の試算表）
②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書（控）
③法人税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
④登記事項証明書
⑤見積書、契約書など

●個人企業
①前期・前々期の青（白）色決算書（控）
②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書（控）
③所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
④見積書、契約書など

※融資額が1,500万円を超える場合は別途、事業計画書が必要です。

「もしも」や「まさか」に備えて安心！ 生命共済ご加入のおすすめ

役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます

中津商工会議所生命共済制度は、会員事業所の発展を願って推進している福祉事業のひとつです。保険としての保障に加えて会議所独自の見舞金・祝金制度を備えており、多くの事業所様にお役立いただいております。

いつ何が起こるか分からない社会の中で、従業員の生活を保障し、勤労意欲を高め、ひいては事業の安定を図ることを目的とした生命共済制度は、次のようにすぐれた特色を備えております。

①割安な掛金で、大きな保障（事故死亡時最大2,500万円）が得られます。

②不慮の事故による通院または結婚、出産、成人された場合は独自の見舞金・祝金を支給します。

③業務上・業務外を問わず、交通事故はもちろん不慮の事故・病気死亡にいたるまで広範囲に24時間保障します。

④診査がなくご加入手続が簡単です。ただし、ご加入者各人の健康告知が必要です。

⑤1年毎の自動更新ですので、変動する経済情勢にあわせて保障額の見直しが出来ます。

⑥1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。

⑦掛金は、取扱金融機関の口座より自動的に振替えますので便利です。

⑧掛金は損金または必要経費に算入できます。

生命共済に関する詳細な内容や お手続きにつきましては、中津商工会議所までお問い合わせください。

■保障内容

	お支払い事由	保険金額・給付金額
死亡	所定の不慮の事故により死亡されたとき〈死亡保険金＋災害保険金〉	ご契約の死亡保険金額（最大2,500万円）
	責任開始期（加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）以後に診断確定された所定のガン(*1)により死亡されたとき〈死亡保険金＋ガン死亡保険金〉	ご契約の死亡保険金額（最大1,000万円）
	上記以外の事由により死亡されたとき〈死亡保険金〉	ご契約の死亡保険金額（最大500万円）
高度障害	所定の不慮の事故により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき〈高度障害保険金＋災害高度障害保険金〉	ご契約の高度障害保険金額（最大2,500万円）
	加入日以後の障害または疾病により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき〈高度障害保険金〉	ご契約の高度障害保険金額（最大500万円）
入院	所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき（同一事故による入院は通算60日限度(*3)）〈入院給付金〉	1日につき、最大15,000円の入院給付金

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記各支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。
※災害保険金、高度高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以前に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定支払事由に該当されたときにお支払いします。
※災害保険金、高度高度障害保険金は、加入日以前に発病した所定の疾病を直接の原因としてお支払事由に該当されたときもお支払いします。
(*1)・(*2)詳細については、生命共済及パンフレットをご参照（ください。(*3)更新前の入院日数を含みます。

■大分県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	給付金額
事故通院見舞金	ご契約の給付金額（最大30,000円）
結婚祝金	2口以上、一律10,000円
出産祝金（女性本人のみ）	2口以上、一律10,000円
成人祝金	2口以上、一律10,000円
日本商工会議所・東京商工会議所検定3級以上合格祝金	一律5,000円
病気入院見舞金〈20日以上〉	ご契約の給付金額（最大20,000円）
PET（ペット）健診助成金	ご契約の給付金額（最大10,000円）
70歳満了時記念品	記念品贈呈

※大分県商工会議所連合会独自の給付制度は、選択肢の一部によってまかなわれます。
※詳細については、「生命共済　見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

正しい記帳は経営安定の第一歩 記帳代行をはじめてみませんか？

税務申告や経営状態の把握のためには日々帳簿をつける必要があります。

しかし日々のお金の出し入れをきちんと管理して記録していくのは大変なこと。専門知識がなければ処理方法がわからない部分も数多く生じます。手間も人手も専門知識も必要とする経理事務を代行するのが記帳代行です。

毎日の取引を当所指定の日計表に記入して、毎月1回提出するだけで、元帳・残高試算表・各月の売上比較などを作成します。

総勘定元帳への転記や残高試算表を作成することは、とても時間がかかり直接売上にもつながりません。

しかし、当所の記帳代行サービスを利用すれば中津商工会議所の専門職員が代行しますので、その時間本来の業務に専念できます。

入力の結果は、すべてパソコンにより計算より白色申告者においても帳票作成します。

平成26年より青色申告者（7年間）が必要となる経営指針とする事ができます。

また、融資に関するご相談や年末調整などのサービスも受けられるようになります。

〈記帳代行のメリット〉

記帳代行を始める事で、複数の帳簿に転記したり、試算表などを作成する時間が短縮されます。

また青色申告の特別控除65万円の特典が受けられるため、節税につながります。

●青色申告で最大65万円の特別控除が受けられます！

●毎月の試算表を作成。融資や借り入れがスムーズに！

●希望により、経営指導員による経営相談も行います。

平成26年より白色申告者に対しても記帳代行を利用して、帳簿の整理と青色申告を目指しましょう！

記帳代行に関する詳細な内容については、中津商工会議所中小企業相談所までお問い合わせください。

項目		料金
記帳代行料		毎月7,000円(税込)
決算代行料		記帳代行先：20,000円(税込)　／　記帳代行先以外：23,000円(税込)
消費税代行料	本則課税	記帳代行先：10,000円(税込)　／　記帳代行先以外：20,000円(税込)
	簡易課税	記帳代行先：5,000円(税込)　／　記帳代行先以外：10,000円(税込)
営業日誌（日計表）		1冊300円(税込)

記帳代行・決算代行は各事業所に沿ったサービスを提供しております。まずはお気軽にご相談ください。

経営者の退職金・節税対策にも有効です 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方がやめられた場合、退職されたり、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。ぜひご利用ください。

〈小規模企業共済制度の特徴〉

●全国で125万人の経営者が加入

●掛金は全額所得控除

●無理のない掛金（月額1,000円～70,000円の範囲で自由に選択）

●共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ

●受取り時も税制面で大きなメリット共済金の受取りは、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

●災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能

さらに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第61号）により、ご利用しやすく制度改正されます。平成28年4月1日に実施される予定の制度改正のポイントは次のとおりです。

①一定の共済事由について、受け取れる共済金額がアップします

経営者の引退後の生活の安定を図り、事業を次世代に円滑に承継できる環境を整えるため、今回の共済事由の見直しによって、受け取れる共済金額が増加します。

②分割共済金の支給回数が6回となります。

共済金を一括で受け取るのではなく、10年または15年の期間に分割して受け取る場合の支給回数が、現在の年4回から、年6回となります。

③共済金を受け取れる遺族の範囲が広がります

共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族として、「共済契約者の死亡の当時、主として契約者の収入によって生計を維持されていなかった『ひ孫』と『甥・姪』」が追加されます。

④加入時に申込金（現金）が不要になります

「共済契約の加入申込み」のお手続きの際に、申込金（現金）を添えていただかなくてもお手続きができるようになります。

「掛金月額増額の申込み」のお手続きの際に、申込金（現金）を添えていただかなくてもお手続きができるようになります。

⑤増額申込時に申込金（現金）が不要になります

共済契約者が12か月分以上の掛金を滞納した場合は、共済契約が解除されることとなっていますが、災害などやむを得ない事情によって生じた掛金の滞納の場合、共済契約を継続できることとなります。

⑥掛金月額の減額のお手続きが簡易になります

掛金月額の減額手続きの際に、これまで必要とされていた「委託機関（金融機関等）による減額理由の確認」が不要となります。

⑦共同経営者が独立後も共済契約を継続できるようになります

共同経営者のお客さまが、従事していた個人事業の廃止を伴わずに、共同経営者の地位を退いた場合で、1年以内に新たに小規模企業の経営者となり小規模共済制度の加入資格を満たす場合には、「掛金納付月数の通算」を利用して共済契約を継続できるようになります。

（※制度改正の詳細は、中小企業基盤整備機構ホームページをご確認ください。）

⑧掛金の滞納による共済契約の解除の取扱いが緩和されます

小規模企業共済制度に関する詳細な内容やお手続きにつきましては、中津商工会議所までお問い合わせください。

■掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
	所得税＋住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※1「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
※2 税額は、平成26年6月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。
※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。
(http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/)

■所得税の確定申告書(B様式の例)

所得から控除される金額	社会保険料控除	円
	小規模企業共済等掛金控除	円 380000
	生命保険料控除	円
	地震保険料控除	円

掛金全額36万円（3万円×12カ月）
課税所得金額400万円であれば
109,500円の節税！

中津城と歴代城主

中津の郷土史を語る会 会長　山本　博史

中津城四代城主　奥平家

昭和七年（一七七〇）三月、士卒家賞金を出す。
一、年寄大身　五十日
一、給　人　五十一日
一、眞　方　五十二日
一、供小姓　五十三日
一、小　人　五十四日
一、組　外　五十五日
以上の日数内に於いて各嗣子、若しくは親孫をして家督を承けしむ。

同年九月、昌鹿、中津人部にあたり、藩の園医前野良沢を従はせる。

明和八年（一七七一）四月、中津・江戸間に於ける藩士の旅費・給与を規定。
一、大　身　二百両
一、但、勤役人は三割増
一、大身並　百四十両
一、寄合格　九十八両
一、用人職　八十両
一、三百十石以上・六百五十石以下六十七両
一、二百石以上・三百石以下五十二両一歩
一、百石以上・百五十石以下三十二両

安永三年（一七七四）八月、竹皮座、鎧札一枚の運上を銀五枚とす。

安永四年（一七七五）十二月、酒屋年番を始めて置く、次いで各酒の銘合皆之に従う。

安永五年（一七七六）二月、喧嘩殺田敗所死す。七十九才。寺町、合元寺へ葬る。

安永六年（一七七七）六月、三役所の規定を改正する。吏員は日刻の出頭とする。又同年には清酒の代価を定む。以後、各種商品の代価を一定とする。

安永七年（一七七八）七月二七日、大風雨領内の倒家屋、二百九十六戸。

安永八年（一七七九）十月、時を報ずる仲間の彦四主馬、家老筆頭の騎手方山崎徳院殿何屋迫で大屋士と論争を免役・閉門・還塞・叱等に処した。

天明三年（一七八三）三月、閉門輸出役を改正した。

天明四年（一七八四）三月、領内を巡視する。

同年八月二十八日、大風雨のため大損作。因みに貢米の損毛、八万四千五百俵。

同年九月二一、老中列坐の中で家督被仰付、諱を昌高と号す。

天明七年（一七八七）六月、備後福山領内百姓一揆として金三両を寄進する。

天明五年（一七八五）八月二十五日、江戸、上屋敷普請落成。同年又も因作となる。

天明六年（一七八六）三月三十一日、昌男、江戸に於て卒す。二十四才。嗣子が無いために喪を秘し、松平重紀の次男、常之亮を養嗣子と定め左後喪を表す。同年八月二一日を昌男の卒去日とする。法名、春徳院殿何屋迫で大屋士と論争を免役・閉門・還塞・叱等に処した。

天明三年（一七八三）三月、閉門輸出役を改正した。

天明四年（一七八四）三月、閉門輸出の酢・醤油に運上を課す。後各種の商品に及ぶ。

同年十二月、倜者、原田東岳殺す。川向こうの広津村、広源寺に葬る。又この年は大因作であった。

天明四年（一七八四）三月、昌男、領内を巡視する。

同年八月二十八日、大風雨のため大因作。因みに貢米の損毛、八万四千五百俵。

同年九月二一、老中列坐の中で家督被仰付、諱を昌高と号す。

天明七年（一七八七）六月、備後福山領内百姓一揆として金三両を寄進する。

天明五年（一七八五）八月二十五日、江戸、上屋敷普請落成。同年又も因作となる。

天明六年（一七八六）三月十二日、昌男、江戸に於て卒す。同年十月一日、例によって、家治将軍に謁す。

安永十年（一七八一）三月八日付、本丸・大手門警衛被仰付。

天明二年（一七八二）四月、時を報ずる仲間の彦四主馬、家老筆頭の騎手方山崎